

一般社団法人 鹿児島県教職員共助会

業務細則

制 定 2014（平成26）年4月1日

総 則

（制定の目的）

第1条 この細則は、定款第64条により、本会事務局各部の業務に関する基本事項を定めたものである。

（細則の区分）

第2条 この細則は、事業毎に分け、それぞれ条項を定める。

（改 廃）

第3条 この細則は、理事会の議決により改廃するものとする。

一、給付事業に関する細則

（請 求 権）

第1条 給付金の請求は、給付の対象となる事実が発生した日から3年以内に請求しなければならない（2014年4月1日事由発生分からとする）。ただし、会員の死亡に係る給付金についてはこの限りではない。

2 請求権は、最初の会費を納入した日の属する月から発生するものとする。

3 会員が死亡した場合の請求権は、その遺族に委譲されたものとみなす。

4 前項の遺族の順位は、原則として、会員であった者の配偶者、子（年長順）、父母、孫（年長順）、葬儀費用を負担した親族の順とする。ただし、会員であった者が、生前に特定の意思表示をしているときは、この限りではない。

（在会年数の算定）

第2条 在会年数を条件とする給付の期間の算定については、次のとおりとする。

（1）入会してから、当該事由の発生した日までの期間を在会年数とする。

（2）会費の未納期間がある場合は、その期間を第1号の年数から差し引いた年数を在会年数とする。

- (3) 第1号及び第2号の計算で生じた端数については、年未満の数値は切り捨てるものとする。ただし、病気慰謝料の在会期間の算定については、第8条第2項の規定によるものとする。

(証 明 書)

第3条 給付金請求に添付する証明書は、正式証明書の写しでも認めるものとする。

(結婚祝金)

第4条 会員が結婚したとき、40,000円の結婚祝金を給付する。

- 2 結婚祝金は、会員が市町村役場に提出した婚姻届の日をもって事由発生日とし、「結婚祝金請求書」に必要事項を記入し、市町村役場の証明書を添付するか又は所属長の証明を得て請求するものとする。
- 3 夫婦とも会員の場合は、それぞれに給付する。

(出産祝金)

第5条 会員及び会員の配偶者が出産したとき出生児一人につき、20,000円の出産祝金を給付する。

- 2 出産祝金は、会員が市町村役場に提出した出生届の日をもって事由発生日とし、「出産祝金請求書」に必要事項を記入し、市町村役場の証明書を添付するか又は所属長の証明を得て請求するものとする。
- 3 出産者の配偶者が会員である場合は、それぞれに給付する。

(現職会員特別給付金)

第6条 会員が入会后10年を経過し、この間、給付を一度も受けたことのない場合、現職会員特別給付金として20,000円を給付する。

- 2 現職会員特別給付金は、会員が10年に達した日をもって事由発生日とし、条件を充足した会員宛てに自動的に給付する。

(現職会員研修費)

第7条 会員が入会后20年を経過したとき、現職会員研修費として20,000円を給付する。

- 2 現職会員研修費は、会員が20年に達した日をもって事由発生日とし、条件を充足した会員宛てに自動的に給付する。

(永続会員記念品代)

第8条 会員が入会后30年を経過したときは、永続会員記念品代40,000円を給付する。ただし、在会年数が30年未満で退職による退会又は継続会員が退会する場合は、10年以上20年未満の場合には20,000円、20年以上30年未満の場合には30,000円を給付する。

- 2 永続会員記念品代は、会員が在会30年に達した日をもって事由発生日とし、会員宛て

に自動的に給付する。ただし、在会年数30年未満の場合の給付は、「永続会員記念品代請求書」に必要事項を記入し、請求するものとする。

(病氣慰謝料)

第9条 会員が病氣又は負傷のため、次の各号に該当したときは病氣慰謝料を給付する。

- (1) 連続した入院期間が10日以上するとき。
 - (2) 病氣の治療等により、連続して3週間以上出勤できなかったとき。
- ただし、継続会員は除くものとする。
- 2 病氣慰謝料の給付を受けたときは、その事由発生日をもって次期病氣慰謝料請求の在会年数算定の起点とし、この起点日から次期事由発生日が3年未満の場合はこれを給付しない。
- 3 在会年数に対応した病氣慰謝料の額は、次のとおりとする。
- (1) 40年以上については60,000円
 - (2) 20年以上については50,000円
 - (3) 10年以上については30,000円
 - (4) 10年未満については20,000円
- 4 会員は、病氣慰謝料給付の事由が成立したとき、「病氣慰謝料請求書」に必要事項を記入し、入院の場合は入院証明書(入院期間明記)を添付し、また第1項第2号の場合は所属長の証明を得て、「病氣慰謝料請求書」により請求するものとする。

(災害見舞金)

第10条 会員が火災、風水害その他の非常災害により次の各号に掲げる災害を受けたときは災害見舞金を給付する。

- (1) 会員が居住する家屋(会員が所有する家屋を含む)への災害の場合
 - (2) 理事会が認める災害の場合
- 2 災害見舞金は、「災害見舞金請求書」に必要事項を記入し、次の各号に掲げる証明書類等を添付し請求するものとする。
- (1) 前項第1号の事由による請求の場合 「修理に関する見積書及び写真」又は「罹災証明書」
 - (2) 前項第2号の事由による請求の場合 「被災証明書」又は理事会が認める書類
- 3 災害見舞金は1件につき20,000円を給付する。なお、第1項第1号の事由の場合は同一家屋に居住する会員につき、それぞれに給付する。
- 4 災害見舞金は第2項に基づき審査をし、給付する。

(香華料)

第11条 会員の被扶養者が死亡したときは、香華料として20,000円を給付する。

- 2 被扶養者とは、会員の3親等以内の親類に属し、会員と同一世帯を形成し、会員と生計をともにする者をいう。ただし、会員の実父母の場合には、世帯又は生計が別であっても被扶養者とみなす。また、死産による出生児も被扶養者とみなす。
- 3 会員は、事由が発生した後、「香華料請求書」に必要事項を記入し、当該被扶養者の死亡及び会員と被扶養者との関係を証する書類を添付するか、又は所属長の証明を得て請求するものとする。

(弔慰金)

第12条 会員が死亡したとき、会員の在会年数に関係なく、その遺族に弔慰金150,000円を給付する。なお、扶養する子がある場合は、100,000円を付加する。

- 2 当該会員の遺族は、事由が発生した後、「弔慰金請求書」に必要事項を記入し、医師の死亡診断書など当該会員の死亡を証する書類に住民票を添付するか、又は所属長の証明を得て請求するものとする。

(配偶者弔慰金)

第13条 会員の配偶者が死亡したときは、その会員に配偶者弔慰金50,000円を給付する。

- 2 会員は、事由が発生した後、「配偶者弔慰金請求書」に必要事項を記入し、当該配偶者の死亡を証する書類を添付するか、又は所属長の証明を得て請求するものとする。

(旅行補助金)

第14条 継続会員及び継続会員の配偶者が本会の継続会員旅行に参加する場合、5回に限り旅行補助金を給付する。

- 2 旅行補助金は、会員は30,000円、会員の配偶者は15,000円とする。
- 3 継続会員の配偶者が、同じ継続会員である場合には、配偶者としての取扱いをしないものとする。
- 4 会員は、参加する旅行の出発以前に「旅行補助金請求書」に必要事項を記入するものとする。

(継続会員介護見舞金)

第15条 継続会員が常時自宅介護を必要とし要支援・要介護認定等を受けたときは、継続会員介護見舞金30,000円を給付する。

- 2 継続会員介護見舞金は、事由発生後1年度内に付き1回給付する。
- 3 会員の家族等は、事由が発生した後、「継続会員介護見舞金請求書」に必要事項を記入し、「介護保険被保険証の写し」等を添付して請求するものとする。

(還暦祝金及び長寿祝金)

第16条 会員が次の年齢に達したときは、還暦祝金及び長寿祝金を給付する。

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 満60歳に達したとき | 20,000円 (還暦祝金) |
| (2) 満66歳に達したとき | 20,000円 (長寿祝金) |
| (3) 満70歳に達したとき | 20,000円 (長寿祝金) |
| (4) 満77歳に達したとき | 40,000円 (長寿祝金) |
| (5) 満88歳に達したとき | 50,000円 (長寿祝金) |
| (6) 満99歳に達したとき | 100,000円 (長寿祝金) |

- 2 還暦祝金及び長寿祝金の給付は、事由の発生にともない、会員宛てに自動的に給付するものとする。
- 3 還暦祝金及び長寿祝金の受給資格は、入会后1年を経過した時点で発生するものとする。

る。

(生業資金)

第17条 現職会員が退会したときは、生業資金を給付する。

- 2 生業資金は、既納会費に相当する額とし、定款第8条第1項に基づき退会する場合に給付する。
- 3 生業資金については、退会届を提出することによって請求したものとする。
- 4 会員の死亡に伴い、配偶者以外の遺族が生業資金を請求する場合は、会員との続柄を証明する書類、及び代表受給者届等の提出を求めることがある。

(継続会員生業資金)

第18条 継続会員が退会したときは、継続会員生業資金を給付する。

- 2 継続会員生業資金は、継続会員会費に相当する額とし、退会する場合に給付する。
- 3 継続会員生業資金については、退会届を提出することによって請求したものとする。

(継続会員の少額会費者への減額給付)

第19条 昭和62年4月1日現在の継続会員のうち、下記の各号に掲げる年齢及び会費額に該当する者は、本細則の第4条から第15条までの給付額の支給額を、次に掲げる給付率により給付するものとする。

号	年 齢	継 続 会 員 会 費 額	標 準 額
1	満60歳未満	60万円未満の場合	会費額(万円) / 60万円
2	満60歳以上満70歳未満	40万円未満の場合	会費額(万円) / 40万円
3	満70歳以上満80歳未満	20万円未満の場合	会費額(万円) / 20万円

- 2 この支給方法は、昭和63年9月1日以後の請求に対して行うものとする。

二、貯金事業に関する細則

(規約貯金の内容及び期間)

第1条 名称を規約貯金とし、毎月定額を積み立てる。なお、期間は1年以上とする。

- 2 会員が、育児休業、無給(病気)休職、介護休暇、看護欠勤等の承認を受けた場合は、希望によりその期間中の積立てを停止することができる。

(規約貯金の金額)

第2条 月額は、1,000円以上1,000円単位とする。

(規約貯金利用者の範囲)

第3条 利用できる者は、現職会員のみとする。

(規約貯金利用の申し込み)

第4条 利用しようとする者は、「規約貯金新規・変更申込書」を提出するものとする。

(規約貯金の払い込み)

第5条 共助会会費の納入方法（施行細則第9条）に準じて払い込むものとする。

(規約貯金の利率)

第6条 利率は、金融機関等の預貯金利率及び貯金事業・貸付事業の運営状況をもとに、理事会で定めるものとする。

2 利率は、当面年0.312%とする。

3 利息計算は、上記年利率による月利計算とする。

(規約貯金利率の調整)

第7条 1年未満で一部又は全額を解約する場合の利息計算は、年0.18%の利率とする。

(規約貯金利率の変更)

第8条 第6条に規定する貯金利率は、金融機関等の預貯金利率の急激な変動により、本会の運営に支障があると認められる場合は、理事長は、これを変更することができる。

2 前項の規定により貯金の利率を変更したときは、変更直後の理事会及び総会に、これを報告しなければならない。

(規約貯金払い戻し)

第9条 払い戻しを受けようとするときは、「規約貯金払戻請求・領収書」に必要事項を記入し押印のうえ、申し出るものとする。

2 払い戻し金の現金受領を希望する場合は、前項の規定に加えて、本人の運転免許証又は共済組合員証等の身分を証するものの写しを提出しなければならない。

3 払い戻し金の現金受領を代理人に委任する場合、第1項の規定に加えて、共済組合員証等の依頼人と代理人との関係を証するもの及び代理人の運転免許証等の身分を証するものの写しを提出しなければならない。

(規約貯金の満了)

第10条 一部を払い戻し又は全部を解約したときは、預託期間を満了したものとみなす。

(規約貯金の次期規約期間の開始)

第11条 一部を払い戻したときは、そのときをもって次期規約期間の起点として貯金を継続することができる。

(規約貯金決算利息)

第12条 通常における利息計算日は、毎年3月31日とし、当該年度の利息はこの日をもって元本に繰り入れるものとする。

2 利息は、入金した月は付利しない。

(定額貯金利用者の範囲)

第13条 利用できる者は、現職会員及び継続会員とする。

(定額貯金の限度額及び期間)

第14条 預け入れ額は、10,000円単位とし、その限度額を500万円とする。

2 預け入れ期間は、5年以内とする。

(定額貯金の利率及び利息)

第15条 利率は、金融機関等の預貯金利率及び貯金事業・貸付事業の運営状況をもとに、理事会で定めるものとする。

2 利率は、当面年0.6%とする。

3 利息計算は年複利計算とし、1年未満については月利計算とする。また、入金した月及び払い戻した月は、預入月数から除外する。

4 預け入れ期間が5年間を超えた定額貯金については、規約貯金の利率を適用する。

(定額貯金の利率の変更)

第16条 利率の変更については、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。

(定額貯金の預け入れ及び解約)

第17条 貯金をしようとする者は、「定額貯金申込書」を提出のうえ、送金により預け入れるものとする。

2 預金者には、「定額貯金証書」を交付する。

3 解約する場合は、定額貯金証書に裏書きをして申し出るものとする。

4 払い戻し金の現金受領を希望する場合は、前項の規定に加えて、本人の運転免許証又は共済組合員証等の身分を証するものの写しを提出しなければならない。

5 払い戻し金の現金受領を代理人に委任する場合、第3項の規定に加えて、「定額貯金証書」の代理人欄に必要事項を記入し押印のうえ、共済組合員証等の依頼人と代理人との関係を証するもの及び代理人の運転免許証等の身分を証するものの写しを提出しなければならない。

(定額貯金の期間満了通知)

第18条 期間満了する場合は、本人宛に期間満了の通知を行うものとする。

三、貸付事業に関する細則

(貸付を受ける資格)

第1条 貸付を受ける者は、本会の会員でなければならない。

(現職会員への貸付の種類及び額)

第2条 現職会員への貸付の種類は、生活資金貸付、特別資金貸付、住宅資金貸付、教育奨学資金貸付及び引越資金等貸付の5種とする。ただし、貸付総額が1,030万円を上回らないものとする。

2 各貸付は、次の借用理由に対し審査し、それぞれの限度額内で貸付を行うものとする。

(1) 生活資金貸付は、生活一般に関する資金とし、その限度額を300万円とする。

(2) 特別資金貸付は、会員の研究・研修に関する費用、会員及びその被扶養者の医療及び結婚等に際し多額の支出を伴う場合の費用、会員又はその被扶養者が所有する建物等が風水害及び火災等により被災した場合の復旧費用、会員またはその被扶養者においてその他多額の支出が認められる場合に貸付を行うもので、その限度額を300万円とする。

ただし、扶養義務のない子に関わる貸付については結婚及び医療に限るものとする。

なお、特別医療資金貸付の枠は、特別資金貸付のうち200万円までとし、会員及び会員の被扶養者が保険診療外の先進医療及び不妊治療を受けるために必要とする場合に貸付を行う。

(3) 住宅資金貸付は、当該会員が居住する宅地建物の購入又は住宅の新築、居住している住宅の増改築及び移築等、改装、補修及び修理等に充てるもので、その限度額を500万円とする。

(4) 教育奨学資金貸付は、会員の子及び被扶養者を高等学校、各種専門学校（予備校を含む）及び大学（短期大学を含む）に在学及び進学させるために要する費用として貸付を行うもので、その限度額を一人につき200万円とし、二人以上の場合はその限度額を400万円とする。

(5) 引越資金等貸付は、会員の人事異動における転居費用、もしくは通勤定期代の費用として貸付けるもので、その限度額を30万円とする。

(継続会員への貸付の種類及び額)

第3条 継続会員への貸付は、生活資金とする。

2 生活資金貸付は、生活一般に関する資金とし、その額は当該会員の定額貯金額と会費額

の合計額の90%を限度額とする。

(貸付利率)

第4条 利率は、理事会で定めるものとする。

2 利率は、当面次のとおりとする。

- (1) 生活資金貸付及び特別資金貸付の利率は、年1.596%とする。ただし、特別資金貸付のうち特別医療資金貸付の利率は、年1.2%とする。
- (2) 住宅資金貸付の利率は、年1.596%とする。
- (3) 教育奨学資金貸付の利率は、年1.56%とする。
- (4) 引越資金等貸付の利率は、年1.596%とする。

(貸付利率の変更)

第5条 理事長は、金融情勢及び貯金事業・貸付事業の運営上緊急を要すると認められるときは、貸付利率を変更することができる。

2 前項の規定により貸付利率を変更したときは、直後の理事会及び総会に報告しなければならない。

(一般資金貸付保険)

第6条 生活資金貸付、特別資金貸付及び教育奨学資金貸付を受ける者は、官公庁等共済組合一般資金貸付保険の適用を受けなければならない。

2 前項の保険の適用に関わる保険料については、別途理事長が定める割合で借受人が負担するものとする。

(住宅資金貸付保険)

第7条 住宅資金貸付を受ける者は、官公庁等共済組合住宅資金貸付保険の適用を受けなければならない。

2 前項の保険の適用に関わる保険料については、当分の間、共助会が負担する。

(貸付の申込み及び制限)

第8条 貸付を受けようとする者は、第2項から第5項のうち該当する定めに基づき、必要書類を理事長に提出しなければならない。

2 生活資金貸付については、「生活資金借用申込書」及び「借用証書」を、特別資金貸付については、「特別資金借用申込書」及び「借用証書」に必要事項を記入し、所定の添付書類を添えて提出するものとする。

3 住宅資金貸付については、「住宅資金借用申込書」及び「借用証書」に必要事項を記入し、所定の添付書類を添えて提出するものとする。

4 教育奨学資金貸付については、「教育奨学資金借用申込書」及び「借用証書」に必要事項を記入し、所定の添付書類を添えて提出するものとする。

5 引越資金等貸付については、「引越資金等借用申込書」及び「借用証書」に必要事項を記

入し、所定の添付書類を添えて提出するものとする。

- 6 継続会員生活資金貸付については、「継続会員生活資金借用申込書」及び「借用証書」に必要事項を記入し提出するものとする。
- 7 各種貸付の併用については、教育奨学資金貸付、引越資金等貸付を除き、2種類まで認めるものとする。また、入会后1年間は、生活資金貸付のみとする。
- 8 定年退職時に貸付残額が200万円を超える場合は、共助会が指定する返済計画書を提出するものとする。
- 9 異なる種類の貸付間の相殺は、これを認めない。

(貸付金償還)

第9条 貸付金の償還回数は、別表のとおりとする。

- 2 貸付を受ける者は、申込書により申し出た償還期間中、貸付を決定した日の属する月の翌月から完済するまで、元利均等方式による所定の額を毎月償還しなければならない。
- 3 償還にあたっては、貸付金の2分の1を元利均等方式によるボーナス時償還とすることができる。
- 4 償還にあたっては、残額の一部又は全額を償還することができる。ただし、ボーナス時償還を併用している場合については、一部償還を認めない。
- 5 償還の方法は、共助会会費の納入方法(施行細則第9条)に準じて払い込むものとする。
- 6 退職又は途中退会した者は、事後直ちに償還残額を一括返済しなければならない。

(償還の猶予)

第10条 会員が育児休業、病気休職、介護休暇、看護欠勤等の承認を受けて、減給又は無給の期間が生ずる者については、その期間の貸付金の償還を猶予することができる。

- 2 償還猶予期間が1年以内の場合については、償還期間中の貸付金残高を凍結し、復職後に凍結前の残存期間による償還を再開する。
- 3 償還猶予期間が1年を超える場合については、2年目以降の利息を復職後の償還金に加算するものとする。ただし、この場合、毎月又はボーナス時の償還額は凍結前の償還額と同額とし、完済に必要な償還回数で調整する。

(貸付金と給付金等との相殺)

第11条 会員が退職もしくは途中退会及び貸付事故が発生した場合で、貸付未償還金がある場合は、給付事業に関する細則第17条第3項によって生業資金並びに貯金(規約・定額)等と相殺するものとする。

四、保険事業に関する細則

(事業内容)

第1条 本会は、保険会社との間に締結した保険料の団体特別取扱いに関する契約に基づいて、保険料の取次事務を行う。

(契約締結)

第2条 保険料の団体特別取扱いについて、本会と保険会社との間で契約を締結又は解除する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(手 続 き)

第3条 本会と契約している保険会社から異動明細書により通知のあった者について、本会の団体特別取扱いの対象者として、本会が保険料を徴収するものとする。

(保険料の納入)

第4条 保険料の納入方法は、共助会会費の納入方法（施行細則第9条）に準じて払い込むものとする。

(保険料支払)

第5条 本会は、該当者から納入された保険料を当該生命保険会社に支払うものとする。

(解約時の処理)

第6条 保険会社から解約の連絡を受けた場合、当該加入者の保険料の引き去りを直ちに中止するものとする。

2 加入者から共助会に対して、保険を解約する旨の申し出があった場合は、当該保険会社に報告し、直ちに保険料の引き去りを中止するものとする。

(引き去り事務の解除)

第7条 加入者が本会を退会した場合は、共助会における取扱いを解除するものとする。

(配当金の支払及び年末調整資料の送付)

第8条 保険にかかわる配当金については、当該加入者が共助会に登録してある口座に振り込むものとする。この際の送金通知は、所属所等を通じて行う。

2 加入保険の年末調整資料については、可能な限り所属所を通じて届けることとし、保険料の個人納入者の分については、それぞれに送付するものとする。

五、互助年金事業に関する細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、一般社団法人鹿児島県教職員共助会（以下「共助会」という。）定款第4条第1項第4号に基づき、会員の退職後の生活安定と福祉向上に資することを目的とする互助年金事業（以下「この事業」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 加入及び脱退

(加入資格)

第2条 互助年金に加入できるのは、本会の継続会員でなければならない。ただし、互助年金に加入していた会員が死亡した場合は、その配偶者に限り、互助年金に関しては加入者とみなすものとする。

(加入申込及び信託契約の締結)

第3条 互助年金への加入申込みを希望する者は、共助会が定める互助年金加入申込書に必要事項を記入し、退職後6か月以内に提出するものとする。

2 前項の加入申込みをした会員は、理事会が指定した信託銀行（以下「指定金融機関」という。）との間で、互助年金信託（会員口）契約（単独運用指定金銭信託契約）（以下「信託契約」という。）を締結するものとする。この場合、加入者を委託者兼元本受益者、共助会を収益受託者、指定金融機関を受託者とする。

3 加入にあたっては、第6条第2項に規定する範囲内で、二つの指定金融機関に分けて信託契約を締結することができる。

4 前項の規定により信託契約を締結した者をもって、互助年金事業加入者とする。

5 第10条に定めるA型年金に加入している者で、給付期間終了後、引続き加入を希望する場合は、第11条第3項、第4項及び第5項の規定に基づく継続加入を認めるものとする。

(資格喪失)

第4条 加入者は、給付が終了したとき又は当該加入者が死亡した場合、加入資格を喪失する。ただし、死亡した加入者の配偶者及び継続加入者が引続き加入を希望するときは、その資格を失わないものとする。

(脱 退)

第5条 加入者から理事長に対し脱退の申し出がある場合は、脱退を認め、すみやかに処理するものとする。

第3章 信託契約

(預託金)

第6条 加入申込者は、第9条に規定する給付を受けるため、預託金を加入者が指定した金融機関に納金するものとする。

2 預託金は、1口50万円を単位とし、その限度を30口までとし、退職金を充当するものとする。

3 預託金は、二つの指定金融機関にまたがって預託することができる。

(信託契約の締結時期)

第7条 加入者は、第3条第1項に定める加入申込の手続きを終了し、退職後7か月以内に預託金を指定金融機関に信託するものとする。

(信託証書の交付)

第8条 指定金融機関は、信託契約の証として、互助年金信託証書を加入者に交付するものとする。

第4章 給付

(給付金)

第9条 給付金は、次のとおりとする。

(1) 互助年金

(ア) A型年金

収益配当金をもとに年金として給付を行い、年金給付期間終了時に預託金相当額を給付する。

(イ) B型年金

預託金相当額と収益配当金を年金として給付を行い、給付期間終了時まで分割して給付する。

(ウ) 遺族年金

加入者が年金給付期間終了前に死亡した場合、その配偶者が加入者の年金受給権の継承を希望したときに給付する。

(2) 脱退一時金

加入者又は遺族年金の受給者が年金給付期間終了前に脱退を希望した場合、年金に代えて一時金として給付する。

(3) 遺族一時金

加入者が年金給付期間終了前に死亡し、その遺族が年金に代えて一時金として受取ることを希望したとき給付する。

(4) 慶弔金

(ア) 長寿祝金 加入者が満66歳に達したとき給付する。

(イ) 死亡弔慰金 加入者が死亡したとき、その遺族に給付する。

2 前項1号(ア)のA型年金と(イ)のB型年金は、第6条第2項に規定した範囲内で併用することができる。

(給付金の原資)

第10条 第9条に規定する給付の原資は、第3条第2項に基づいて締結した信託契約(会員口)及び第20条第2項に基づいて締結した信託契約(団体口)の信託財産とする。

(据置期間・給付期間)

第11条 互助年金は、次の据置期間、給付期間の組合せによるものとする。

(1) 据置期間は、1年、2年、3年、5年、7年、10年の6種類とする。ただし、第3条第5項の規定による継続加入の場合は据置期間を設けないこともできる。

(2) 給付期間は、2年、3年、4年、5年、7年、10年の6種類とする。

(3) 据置期間と給付期間の組み合わせの合計を5年以上とする。

2 前項に掲げる据置期間の始期は、信託契約の締結日の属する月の翌月初日とする。ただし、月の初日(休日の場合はその翌日)に契約した場合は、その月の初日とする。

3 継続加入者はあらかじめ据置期間、給付期間及び第9条第1項第1号に定める互助年金の形態を指定するものとする。

4 A型年金の加入者で給付期間の終了までに脱退又は継続加入の申し出がない者は、以後給付期間終了日における信託元本相当額を預託金とし、据置期間0年、給付期間5年のA型年金に継続して加入したものとする。

5 継続して加入した場合の据置期間の計算は、第2項の定めにかかわらず、当初の互助年金の給付期間終了日の属する月の翌月から起算する。

(給付金の額)

第12条 給付金の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 互助年金、脱退一時金及び遺族一時金は、共助会が所定の給付利率に基づいて決定する額とする。ただし、脱退一時金の給付額については信託契約締結後6か月以内に脱退した場合は預託金の元本相当額とし、信託契約締結後6か月以上5年未満の期間内で脱退した場合は、中途解約手数料相当額を控除した金額とする。

(2) 長寿祝金は1万円とする。

(3) 死亡弔慰金は3万円とする。

(給付金の額の改定)

第13条 前条の給付金の額は、金融情勢に変動及び第16条に基づく年金財政再計算の結果の状況等により、必要がある場合は給付金の額を変更することができる。

(給付の時期)

第14条 互助年金の給付時期は、毎年3月・6月・9月・12月とし、その月の25日に前月までの分を給付する。

- 2 脱退一時金及び遺族一時金は、請求日の属する月の翌月の25日に給付する。ただし、指定金融機関に特別の定めがある場合は、当該指定金融機関の定めによるものとする。
- 3 長寿祝金は、満66歳に達した日の属する月の翌月25日に給付する。
- 4 死亡弔慰金は、請求のあった日の属する月の翌月25日に給付する。

(送金の方法)

第15条 給付金の支給を行うときは、加入者又はその遺族があらかじめ指定した金融機関を通じて送金するものとする。

第5章 制度の運営

(年金財政の再計算)

第16条 理事長は、事業の年金財政の健全化をはかるため、毎事業年度末に年金財政を検討し、必要に応じて事業の再検討を行うものとする。

(加入者台帳の調整)

第17条 理事長は、事業の健全な運営の確保及び現況を把握するため、互助年金台帳を整備するものとする。

- 2 契約の内容、住所、届出印、その他必要事項前項に変更があった場合には、遅滞なく処理しなければならない。

(基本協定の締結)

第18条 理事長は、事業の円滑な運営をはかるため、指定金融機関と「互助年金事業に関する基本協定」を締結するものとする。

(事務の委託)

第19条 理事長は、この事業に要する事務の一部を指定金融機関に委託することができる。

(資産の管理及び運用)

第20条 第3条第2項の信託契約により共助会が受取る収益配当金は、その管理及び運用を目的として、指定金融機関に預託するものとする。

- 2 前項に規定する預託にあたっては、共助会と指定金融機関との間で、共助会を委託者兼受益者、指定金融機関を受託者とする互助年金信託（団体口）契約（単独運用指定金銭信託契約）を締結するものとする。

第6章 財 務

(年金財務の計算)

第21条 毎事業年度の末日に年金財政の決算を行うものとする。

(責任準備金)

第22条 事業年度末に、年金及び一時金の給付に要する要支給額を責任準備金として評価計上し留保するものとする。

(引当金)

第23条 慶弔金の給付のため、引当金勘定を設けることができる。

(特別会計)

第24条 事業に係わる会計は、特別会計で処理し、他の会計と区別するものとする。

- 2 特別会計の収支状況については、事業年度終了後に決算書を作成し、理事会及び総会の承認を受けるものとする。

第7章 雑 則

(遺族の範囲及び順位)

第25条 遺族の範囲及び順位は、民法の規定に準ずるものとする。

(遺族の給付請求)

第26条 遺族年金及び遺族一時金の請求については、配偶者が生存している場合は、配偶者を受給者とする。また、配偶者が生存していない場合は、遺産分割協議のため共同相続人間で決定した代表者を受給者とする。

- 2 遺族年金又は遺族一時金の受給者は、遺族年金及び遺族一時金を請求にあたっては、所定の書類を提出しなければならない。

(受給権の処分禁止)

第27条 加入者又はその遺族は、本事業に加入したことによって生じた権利を、他人に譲渡し、

又は担保に供することはできない。

(権利の消滅)

第28条 互助年金にかかわる諸給付については、当該事由の発生後、5年以内に請求するものとする。

(守秘義務)

第29条 互助年金事業に従事するものは、その内容をみだりに他人にもらしてはならない。

(事業の廃止に伴う残余資産の処理)

第30条 互助年金事業を廃止するときは、残余資産の処理について理事会が決定するものとする。

(その他)

第31条 この細則に定めるもののほか、互助年金事業の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

六、公益文化事業に関する細則

(制定の目的)

第1条 この細則は、一般社団法人鹿児島県教職員共助会（以下「共助会」という。）定款第3条及び第4条の規定に基づき、教育学術文化に関する事業の運営に関し、必要な事項を定める。

(企画及び運営)

第2条 この公益文化事業は、理事会において協議検討の上実施する。

(経費)

第3条 この公益文化事業の経費は、公益事業等基金の収益金及び保険事業部からの繰入金その他をもって充てる。

(事業の内容)

第4条 この公益文化事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校巡回公演（スクールコンサート等；年度ごとに県内の地区を割り当てて実施）
- (2) 会員が主宰するサークル活動

- (3) 地区運営委員会単位での講演会等
- (4) 鹿児島県教職員互助組合との共催事業
- (5) その他

【改正経過】

○2014年5月16日第1回理事会承認

第14条第1項（文言追加）、貸付細則第10条第1項（文言追加）、貸付細則第11条（文言削除）

○2015年8月の持ち回り理事会で承認

【改正理由】…改正経過に入れる（理事会が認める基準として）

第9条（災害見舞金）の支給対象を家屋の物的損害（第1項第1号）と非常災害（火山噴火などの自然災害）による一定期間以上（概ね1か月以上の期間）の避難生活の精神的負担（第1項第2号）に対して理事会が必要と認める場合は支給できる（第2項）よう条項を整理し改正。

この「避難」とは、災害対策基本法に基づき、市町村長が出す避難勧告や避難指示に従い避難することを指すものとする。また、第2項中、「事由が発生した後」を避難期間中でも請求できることを明確にするため「災害見舞金は」とし、「理事会が認める書類」としては市町村が発行する被災証明書のほか避難会員による申立書でも可とする。

なお、施行日は2015年4月1日とする。

○2015年12月11日第5回理事会で承認

貸付事業に関する細則 第4条2の貸付利率の変更、第6条、第7条の「当分の間」の文言挿入

なお、施行日は2016年4月1日とする。

○2016年12月16日第5回理事会で承認

貸付事業に関する細則 第4条2の貸付利率の変更。

なお、施行日は2017年4月1日とする。

○2017年7月27日貸付事業に関する業務細則 第2条2項を、「審査し」の文言を挿入する。

○2017年12月15日 第4回理事会で承認

四 保険事業に関する細則 「生命保険」を「保険」に統一する。

損保保険会社との保険料の団体取扱いを可能にするため。

なお、施行日は2017年12月15日とする。

○2018年2月28日第5回理事会で承認

一 給付事業の細則

第6条 新規給付の現職会員特別給付金を挿入、以降、各条を1項ずつ繰り上げ。

第12条 弔慰金の給付額等の変更と花環代の廃止、新たな付加給付を導入（扶養する子がある場合）

給付額については、2018年度20万円、2019年度17万円、2020年度以降15万円の経過措置を設ける。

第13条 配偶者弔慰金の給付額の変更

三、貸付事業に関する細則

第3条 「生活資金」を「継続会員生活資金」に変更

第4条2の貸付利率の変更、施行日は2018年7月1日より

第6条の2の保証料の導入、施行日は2018年7月1日、以降0.3%の保証料の徴収

第8条の貸付の申込み及び制限の6に継続会員生活資金の申込み及び制限を挿入

<別 表>

貸付償還回数表

貸付金額 (円)	標準償還回数	最長回数	貸付金額 (円)	標準償還回数	最長回数
50,000	10	60回 (5年)	3,100,000	186	標準回数と同じ
100,000	15		3,200,000	192	
150,000	20		3,300,000	198	
200,000	25		3,400,000	204	
250,000	30		3,500,000	210	
300,000	35		3,600,000	216	
350,000	40		3,700,000	222	
400,000	45		3,800,000	228	
450,000	50		3,900,000	234	
500,000	55		4,000,000	240	
600,000	60		4,100,000	246	
700,000	66		180回 (15年)	4,200,000	
800,000	72	4,300,000		258	
900,000	78	4,400,000		264	
1,000,000	84	4,500,000		270	
1,100,000	90	4,600,000		276	
1,200,000	96	4,700,000		282	
1,300,000	102	4,800,000		288	
1,400,000	108	4,900,000		294	
1,500,000	114	5,000,000		300	
1,600,000	120				
1,700,000	126				
1,800,000	132				
1,900,000	138				
2,000,000	144				
2,100,000	150				
2,200,000	156				
2,300,000	162				
2,400,000	168				
2,500,000	174				
2,600,000	180				
2,700,000	180				
2,800,000	180				
2,900,000	180				
3,000,000	180				

① 貸付種別によって貸付利率が違います。

② 貸付利率は市場の金利を参考に変動する場合があります。

③ 各貸付とも最長回数の範囲内で償還回数を変更できます。ただし、返済計画書の必要な方はできません。

④ 債務保証は、各貸付の貸付保険によります。(保険料は共助会負担です。)

⑤ ボーナス併用払いについては、月々の償還回数内にあるボーナス月の回数になります。(貸付月によって異なります。)

貸付償還回数表(引越資金等貸付金のみ)

貸付金額 (円)	転居費用として利用の場合の標準償還回数	通勤定期代として利用の場合の標準償還回数	備 考
50,000	10	6	① 貸付利率は市場の金利を参考に変動する場合があります。 ② 償還回数は、月払い標準償還回数以内となります。
100,000	15	6	
150,000	20	6	
200,000	25	6	
250,000	30	6	
300,000	36	6	